

○ 香川県警察特別被害者支援本部運用要領の制定について（通達）

（令和 7 年 4 月 16 日付け香広被第 54 号）

被害者が多数に及ぶ事件事故における被害者支援については、「香川県警察特別被害者支援本部運用要領の制定について」（令和 6 年 3 月 18 日付け香広被第 46 号。以下「旧通達」という。）に基づいて体制を構築し運用を行っているところであるが、令和 7 年度の組織改正に併せて必要な見直しを行い、新たに別添のとおり、「香川県警察特別被害者支援本部運用要領」を制定することとしたので、適正に運用されたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

香川県警察特別被害者支援本部運用要領

第1 目的

この要領は、被害者が多数に及ぶ事件事故が発生し、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対する組織的な支援が必要となった場合における香川県警察特別被害者支援本部（以下「オリーブ支援隊」という。）の編成等及び香川県警察特別被害者支援要員（以下「オリーブ支援要員」という。）の指定等の運用要領について定め、支援体制を早期に構築するとともに被害者等に対する組織的な支援を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

第2 対象事案

死者がおおむね5人以上若しくは死傷者がおおむね10人以上の事件事故又は多数の者を人質とする乗っ取り、立てこもり等の事件（以下「被害者多数事案」という。）であって、その内容、被害者等の状態、社会的反響等を総合的に勘案して、組織的な被害者支援を推進する必要があると認められるものをいう。

第3 事案発生への報告

署及び高速道路交通警察隊（以下「署等」という。）の長（以下「署長等」という。）は、管轄区域内において被害者多数事案の発生を認知したときは、直ちにその旨を広聴・被害者支援課長を経由して警務部長に報告するものとする。

第4 支援体制等

1 オリーブ支援隊の設置

- (1) 第3の定めによる事案発生への報告を受けた警務部長は、当該事案が対象事案に該当すると認めるときは、オリーブ支援隊を設置し、オリーブ支援要員を招集派遣するものとする。
- (2) オリーブ支援隊には、警察本部に支援本部を、対象事案の発生地を管轄する署等（以下「発生地管轄署等」という。）又はその他適当と認められる場所に、被害者支援を直接行う現地支援室を置くものとする。
- (3) オリーブ支援隊の編成及び任務（別表第1のとおり）

ア オリーブ支援隊本部長

オリーブ支援隊本部長は警務部長をもって充て、本部において大綱方針及び支援事項についての決定等を行う。

イ 現地支援室長

現地支援室長は広聴・被害者支援課長をもって充て、現地支援室において現地支援室の統括を行う。

- (4) オリーブ支援隊に関する事務は、広聴・被害者支援課犯罪被害者支援室が行うものとする。

2 オリーブ支援要員の指定

- (1) 本部所属（通信指令課、情報分析捜査課、鑑識課、科学捜査研究所及び高速道路交通警察隊を除く。以下同じ。）における指定

本部所属の長は、所属の警部補以下の階級にある警察官（相当職員を含む。）の中から、別表第2で定める人員をオリーブ支援要員としてあらかじめ指定しておくものとする。

なお、指定の際は広聴・被害者支援課長と協議、調整を行うこととする。

(2) 署等における指定

署長等は、オリーブ支援隊本部長の招集要請により、その都度、別表第3に定める人員内でオリーブ支援要員を指定するものとする。

なお、この場合における指定は、「香川県警察犯罪被害者支援活動実施要領の制定について」（令和5年7月13日付け香広被第131号）第4の4(1)の定めにより指定された指定被害者支援要員の中から指定するものとする。

3 オリーブ支援要員の招集基準

オリーブ支援隊本部長は、対象事案の規模、態様、発生地の状況等を勘案し、必要に応じてオリーブ支援要員を招集するものとする。

なお、この場合、発生地管轄署等以外の署等については、発生地管轄署等の近隣から順に、人数を指定した上で招集するものとする。

4 オリーブ支援要員の活動期間

オリーブ支援要員の活動期間は、原則1週間とする。

ただし、事案の内容、被害者等への支援状況、捜査の進捗状況等を勘案の上、活動期間を短縮し、又は延長することができる。

第5 捜査本部等との連携

現地支援室長は、対象事案の捜査又は初動措置の責任者と緊密な連携を図り、被害者支援、捜査活動等に支障が生じることがないように努めること。

第6 報告

1 本部所属のオリーブ支援要員の指定に係る報告

本部所属の長は、人事異動等によりオリーブ支援要員の指定又は解除を行ったときは、別記様式「オリーブ支援要員指定一覧表」を作成し、その原因の発生日から2週間以内に、広聴・被害者支援課犯罪被害者支援室を経由して警務部長に報告するものとする。

2 オリーブ支援要員の活動状況については、オリーブ支援隊本部長を経由して警察本部長に適宜報告するものとする。

ただし、特異事項その他緊急に対応を要する事項については、直ちに報告するものとする。

第7 教養

広聴・被害者支援課長は、オリーブ支援要員に対して、随時、被害者支援活動に関し必要な教養を実施しなければならない。

(別表及び別記様式 省略)